

# 【情報提供】

水道整備・管理行政の移管について

# 水道整備・管理行政の移管について

- 水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管すること等を内容とする「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が令和5年5月19日に成立
- 国土交通省に水道整備・管理行政移管準備チームを設置し、令和6年4月1日の施行期日に向けて水道整備・管理行政の円滑な移管を図る

## 生活衛生機能強化法の概要

### 1. 水道整備・管理行政の機能強化

- 水道に関する水質基準の策定その他の水質又は衛生に関する事務は環境省に、それ以外は国土交通省に移管
- 国土交通省に移管された事務の一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任
- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び社会資本整備重点計画法の対象施設に水道を追加

### 2. 所掌事務等の見直し

- 厚生労働省、国土交通省、環境省の所掌事務等に係る規定について所要の見直しを実施

### 3. 施行期日

令和6年4月1日

## 水道の災害対応について

- 令和6年度の水道整備・管理行政の移管に先駆け、厚生労働省と国土交通省において災害対応強化の一環として、「災害時における国土交通省による水道事業者等への応援ルール(暫定版)」を令和5年5月26日に策定。
- 応援ルール(暫定版)において情報連絡、応急給水や応急復旧等の応援に関する留意事項等を整理するとともに、給水機能散水車等国土交通省が保有する資機材等について情報を共有。

【ルール活用実績】  
暫定版ルールを踏まえた「給水機能付散水車」による応急給水  
(秋田県男鹿市、五城目町)

男鹿市内で約4,000戸、五城目町で約3,500戸の水道断水が発生し、国土交通省による給水支援として散水車を水道事業者へ派遣。



# 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の改正

## 背景・必要性

- 近年の災害の激甚化に伴い、**水道施設の災害復旧費用が増大**しており、他の公共土木施設※と同率の国庫負担による**迅速な災害復旧の必要性**が高まっている。

※ 現行の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象施設

河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園

## 改正後

- **公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法**に基づく**国庫負担の対象に「水道」を追加**し、災害により被災した**水道施設の迅速・確実な復旧**を図る。【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法】

- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）  
（国庫負担）

第三条 国は、法令により地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基づく港務局を含む。次条、第四条の二及び第六条第一項を除き、以下同じ。）又はその機関の維持管理に属する次に掲げる施設のうち政令で定める公共土木施設に関する災害の災害復旧事業で、当該地方公共団体又はその機関が施行するものについては、その事業費の一部を負担する。

一～九 （略）

**十 水道**

十一・十二 （略）

# 改正前後の水道施設の災害復旧制度の比較

## 改正前

## 改正後

補助制度

予算補助

法律補助

補助率

1/2

2/3 (標準税収入の1/2までの額)  
3/4 (標準税収入の1/2をこえ2倍までの額)  
4/4 (標準税収入の2倍をこえる額)

復旧費の  
下限額

【上水道・水道用水供給事業(①かつ②を超える)】

県 ①720万円 ②給水人口×130円  
市 ①190万円 ②給水人口×130円  
町村 ①100万円 ②給水人口×130円

【簡易水道事業(①かつ②を超える)】

市 ①100万円 ②給水人口×110円  
町村 ①50万円 ②給水人口×110円

1箇所の工事費  
県・指定都市:120万円以上  
市町村:60万円以上

激甚災害  
制度

激甚法の対象外だが、M6以上の地震による被災  
または激甚災害指定の場合で、一定の要件を満た  
した場合は、国庫補助率が2/3に嵩上げ 等

激甚法の対象にもなり、国庫補助  
率が1~2割程度嵩上げ